

森林・林業・木材産業づくり交付金（拡充）

【平成21年度予算額 13,222,122（9,691,997）千円の内数】

事業のポイント

- ・ 地域の自主性・裁量を尊重しつつ、川上・川下の連携強化を通じた木材の安定供給及び間伐の推進を図るなど、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な経費について各都道府県等に対する一体的な支援を行います。
- ・ 森林・林業を取り巻く諸問題により適切に対応するため、メニュー及び事業内容の一部拡充・変更等を実施します。

（森林・林業・木材産業をめぐる現状）

- ・ 今後10年間で人工林の約6割が育てるべき段階から利用可能な段階に移行
- ・ 山村地域が占める森林面積は、全国の森林面積の61%
- ・ 京都議定書目標達成計画に基づき、1,300万炭素トンを森林の吸収で賄う必要
- ・ 意欲ある事業体の事業量のシェアが上昇 素材生産量 40%（H12） 48%（H17）
- ・ 特用林産物の主要品目であるきのこ類の生産量が増加
主要10品目の生産量 375千t（H12） 417千t（H17）
- ・ 平成18年の木材の自給率は前年に引き続き2割を超え（20.3%）、国産材の利用量は増加傾向
- ・ 平成18年に建築基準法の改正などがあり、品質・性能の確かな木材製品の安定的な供給に対するニーズが更に高まっているが、建築用製材品に占める乾燥材の割合は約2割どまり
- ・ 木質バイオマス発生量（約3,120万 m^3 H17）のうち約1,840万 m^3 を既に利用
- ・ 林業就業者数は減少傾向 6.7万人（H12） 5万人（H17）

政策目標

育成林1,140万haの多様で健全な整備を推進
山地災害による被害の軽減（「犠牲者ゼロ」）
意欲ある事業体のシェアを平成27年までに拡大
（素材生産5割（平成17年） 6割、造林6割（平成17年） 7割）
木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大
（1,700万 m^3 （平成16年） 2,300万 m^3 ）

< 内容 >

（ハード事業）

1. 森林整備の推進

森林整備を効率的かつ円滑に実施するために必要な施設等の整備を支援するとともに、条件不利森林における間伐等を推進するモデル的な取組を支援します。

2. 森林の多様な利用・緑化の推進

森林環境教育など継続的な体験活動の場、知識から技術まで林業体験学習の場と

なる森林・施設の整備を支援します。

3．花粉発生源対策の推進

花粉症対策品種の苗木生産を目的としたミニチュア採種園等の造成・改良等による花粉発生源対策を計画的に推進します。

4．望ましい林業構造の確立

林業再生の担い手の育成や林業生産コストの低減を図るため、施業等の集約化や低コスト化に必要な施設の整備等を支援します。

5．特用林産物の振興

品質管理体制の強化等のための施設の整備、竹の新たな用途開拓に必要な加工施設等の整備による特用林産物の生産・供給体制を確立します。

6．木材利用及び木材産業体制の整備推進

国産材への原料転換や生產品目の転換、製紙用間伐材チップの安定供給などに必要な木材加工流通施設の整備による木材産業の構造改革を推進するとともに、地域材を利用した医療施設等の公共施設や未利用木質資源を総合的に利活用する施設等の整備による地域材や木質バイオマスの利用を推進します。

7．市町村直接交付モデル整備

川上・川下の連携強化による木材の安定供給及び間伐の推進等を図るとともに、地域のニーズに機動的に対応するため、上記の1～6のメニューを対象に、国から市町村に直接交付する仕組みを導入します。

(ソフト事業)

1．山地防災情報の周知

行政と住民との防災に関する情報共有体制の整備、住民等の団体が行う治山施設等の巡視・点検などの協働活動等により地域の防災体制を強化します。

2．森林資源の保護

森林病虫害や野生鳥獣の被害が発生しにくい森林環境の整備・保全、林野火災防止意識の啓発、森林保全推進員の養成等を推進します。

3．林業担い手等の育成確保

林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の支援と林業労働災害防止のための研修等を実施します。

< 交付率 >

定額 (1 / 2、4 / 10 等)

< 事業実施主体 >

都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、森林整備法人等

< 事業実施期間 >

平成20年度～24年度 (5年間)

[担当課 : 林野庁経営課 (窓口)]